

保護者 各位

北九州市立則松小学校  
PTA 会長 大久保 充  
校 長 淵上 昇一

## 令和 2 年度 則松小学校 PTA 総会について

新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は則松小学校 PTA 活動に対しまして深いご理解と多大なるご協力を頂いております事、心より御礼申し上げます。

さて現在、本校 PTA では、子どもたちの明るく楽しい未来を真摯に考え、P（保護者）T（教師）C（地域）A（組織）、すべてが one チームとして日々活動を重ねているところです。子どもたちの学力や思いやり、道徳心に現れてきていることを、皆さまが感じて頂けたら幸いです。

このような中、いつも年度当初に開催させていただいている PTA 総会ですが、新型コロナウイルスの拡大防止のため、今回に限って、WEB 上での総会資料閲覧と電子システムでの回答とさせていただきますと思います。以下の資料に目を通し審議をして頂き、アンケートフォームの URL から入って回答をして下さい。

何卒、現在の社会状況と子どもたちと保護者の皆さま方、そして本校教育に携わる教職員の安全を考慮し、やむを得ずこのような方法をとらせて頂きましたことをご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、回答期限と総会日については下記のように設定したいと思います。

### 記

- 回答期限：令和 2 年 5 月 10 日（日）
- 総会日：令和 2 年 5 月 15 日（金）

回答期限後、集約させて頂き、総会日にいっせいくんにてご報告いたします。ご意見等につきましては、書面又は口頭にて、ご回答差し上げます。

<新委員の皆さまへ>

委員会の活動開始は 2 学期からを予定しています。今後の活動については、PTA 役員及び各委員長からの連絡をお待ちください。

以上



# のりまつPTA

## 令和2年度 総会資料目次

令和元年度 事業報告 3p

令和元年度 一般会計決算報告 4p

令和元年度 特別会計決算報告 5p

令和2年度 一般会計予算案 6p

令和2年度 特別会計予算案 7p

議案・規約一部改正案 8p

議案・特別会計規約の新規策定 9p

令和2年度 役員選出 10p

父母教師会規約(現行)11p

同 慶弔規程 15p

同 役員選出内規 16p

同 イベントサポーター規程 17p

周年行事についての覚書 18p

# 令和元年度 事業報告

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	・PTA総会 ・委員総会						のりまつフェスタ					
学校	・始業式 ・入学式 ・学習参観 学級懇談会 ・個人懇談会 ・歓迎遠足	・運動会	・学習参観 学級懇談会 ・開き ・ミュージアムツアー(3年) ・規範教室(5年) ・環境アクティブラーニング(4年) ・ネットトラブル防止教室 ・稲作体験学習(5年)	・個人懇談会 ・終業式 ・社会見学(4年) ・薬物乱用防止教室(6年) ・天文学習(4年)	・始業式	・夏休み作品展 ・修学旅行(6年) ・学習参観 学級懇談会 ・社会見学(5年)	・自然教室(5年) ・陸上記録会(6年) ・観劇教室 ・スクール救命士(6年)	・学習発表会 ・連合音楽会(4年) ・就学時健康診断	・個人懇談会 ・大掃除 ・終業式	・始業式 ・北九州市学力調査(4,5年) ・CRT標準学力調査(1~3年) ・ラグビー体験授業(6年)	・入学説明会 新1年体験入学 ・学習参観 学級懇談会 ・則松中入学説明会(6年) ・火おこし(七輪)体験(3年) ・出前授業・カルビー(3年) ・社会人講話(6年)	・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式
役員理事		理事会		のりまつフェスタ 実行委員会		理事会 のりまつフェスタ 実行委員会	のりまつフェスタ 実行委員会	理事会 役員選考委員会			予算編成委員会	理事会 (コロナウイルス流行の為中止)
校外指導	あいさつ運動表作成 みまもり強化月間 (年間通して) 朝のあいさつ運動	あいさつ運動表作成	あいさつ運動表作成 子ども110番お願い プレート交換	夜間パトロール	夜間パトロール	あいさつ運動表作成 みまもり強化月間	あいさつ運動表作成 百万人パトロール	あいさつ運動表作成	あいさつ運動表作成 交通安全研修会	あいさつ運動表作成	あいさつ運動表作成 夜間パトロール	
総務	PTA総会・委員総会 資料作り	ベルマーク説明会	ベルマーク、テトラパック 回収、集計	ベルマーク、テトラパック 回収、集計 給食試食会		ベルマーク、テトラパック 回収、集計			ベルマーク、テトラパック 集計作業		ベルマーク、テトラパック 集計作業	
文教		リーダー研修会	第1回ひまわり学級 (開級式) 第2回ひまわり学級	第3回ひまわり学級		第4回ひまわり学級			第5回ひまわり学級 (閉級式)	リーダー研修会		
広報		運動会写真撮影 PTA新聞講習会		ふれあい新聞 第163号発行					ふれあい新聞 第164号発行			学年会計監査2回 ふれあい新聞 第165号発行
対外行事	・まちづくり協議会総会 ・母親委員会 ・のりまつ校区 社会福祉協議会総会 ・市P協新旧引継ぎ受付	・西小P連総会 ・母の会総会 第1回評議員会	・母の会リーダー研修会 ・西3ブロック情報交換会 ・母の会主催 各委員会情報交換会 ・市P協第1回会長・副会長 役員研修会 ・西3ブロック第1回会長会 ・西小P連役員会 ・夕涼み会 ・市P協総会	・第3ブロック研修会・懇談会 ・母親委員会 ・西小P連役員会 ・STOPザ非行ふくおか	・家庭教育講演会	・第2回母の会評議員会、 情報交換会 ・西小P連役員会、会長会 ・母親委員会	・市協九P大会	・秋祭り ・母の会第34回研修大会 ・西3ブロック第2回会長会 ・母親委員会 ・西小P連役員会	・母親委員会 ・西小P連役員会	・母の会第3回評議員会、 情報交換会 ・西小P連役員会、会長会 ・西小P連指導者研究集会 ・市P協研修会、情報交換会	・西3ブロック第3回会長会 ・西小P連役員会	

北九州市立則松小学校父母教師会  
令和元年度 一般会計決算書

収入の部				
項目	31年度予算	元年度決算	増減額	備考
PTA会費	1,015,000	1,076,800	61,800	1世帯3,500円/年(350円×10ヶ月)
繰越金	413,919	413,919	0	
雑収入	0	81,004	81,004	決算利息、指導者発表会、P連活動負担金分配
総計	1,428,919	1,571,723	142,804	

支出の部						
項目	31年度予算	元年度決算	増減額	備考		
執務費	需要費	150,000	65,259	84,741	文具代、インク・マスター代	
	交通費	40,000	13,860	26,140	踏会議・研修会参加の交通費	
	会議費	130,000	118,808	11,192	西小P連、西3ブロック等会議費、役員会議費	
	負担金	100,000	91,072	8,928	西小P連分担金、母の会負担金	
	慶弔費	50,000	19,000	31,000	一般会員、先生方への祝儀、お見舞い、謝礼	
	渉外費	20,000	0	20,000	各団体への祝儀、謝礼	
	PTA安全互助会費	70,000	70,724	▲724	PTA活動中の事故に対する見舞金制度会費	
	学校行事補助費	130,000	122,774	7,226	運動会警備費、陸上記録会交通費補助費	
	記念品購入費	40,000	37,232	2,768	卒業記念品等	
	小計	730,000	538,729	191,271		
活動費	校外	地域活動費	10,000	4,979	5,021	子供110番プレート、看板等補修、夜間/夕ロール
	会議費	5,000	5,000	0		
	小計	15,000	9,979	5,021		
	総務	ベルマーク活動費	3,000	0	3,000	ベルマーク、テトラパック郵送代
	会議費	5,000	5,000	0		
	小計	8,000	5,000	3,000		
	文教	家庭教育学級費	140,000	138,058	1,942	ひまわり学級運営費
	会議費	5,000	5,000	0		
	小計	145,000	143,058	1,942		
	広報	広報活動費	240,000	238,512	1,488	ふれあい新聞発行
会議費	5,000	5,000	0			
小計	245,000	243,512	1,488			
合計	1,143,000	940,278	202,722			
周年行事積立金	100,000	100,000	0			
予備費	65,043	0	65,043			
総合計	1,308,043	1,040,278	267,765			

総収入	総支出	差引残高	摘要
1,571,723	1,040,278	531,445	残高は翌年度(令和2年度)へ繰越し

令和元年度一般収支会計について、監査の結果、現金収支及び書類の整理が適正に処理されていたことを確認しました。

令和 2 年 4 月 8 日  
 会計監査 大津 俊那   
 会計監査 高田 智子 

北九州市立則松小学校父母教師会  
令和元年度 特別会計決算書

○バザー会計・収入の部

単位:円

項目	金額	備考
平成30年度繰越金	603,539	
のりまつフェスタバザー収益金	530,100	
預金利息等	6	
計	1,133,645	

●バザー会計・支出の部

単位:円

項目	金額	備考
のりまつフェスタバザー仕入等	398,817	
計	398,817	

単位:円

総収入	総支出	差引残高	備考
1,133,645	398,817	734,828	

○周年記念行事積立金

単位:円

項目	金額	備考
通帳繰越残高	2,889,896	
貯金利息	24	
一般会計から繰入	100,000	
計	2,989,920	令和2年度に全額繰越

令和元年度の特別会計について、監査の結果、現金収支及び書類の整理が適正に処理されていたことを確認しました。

令和 2 年 4 月 8 日

会計監査 大津 綾里那 

会計監査 高田 智子 

北九州市立則松小学校父母教師会  
令和2年度 一般会計予算(案)

収 入 の 部			
項 目	元年度決算	2年度予算	備 考
PTA 会 費	1,076,800	980,000	1世帯(@350円×10ヶ月) 280世帯
繰 越 金	413,919	531,445	
雑 収 入	81,004		利息、P連活動負担金分配金
総 計	1,571,723	1,511,445	

支 出 の 部					
項 目	元年度決算	2年度予算	備 考		
執 務 費	需 要 費	65,259	80,000	文具代、インク・マスター代	
	交 通 費	13,860	30,000	諸会議・研修会参加の交通費	
	会 議 費	118,808	100,000	西小P連、西3ブロック等会議費、役員会議費	
	負 担 金	91,072	100,000	西小P連分担金、母の会負担金	
	慶 弔 費	19,000	50,000	一般会員、先生方への祝儀、お見舞い、謝礼	
	PTA安全互助会費	70,724	40,000	PTA活動中の事故に対する見舞金制度会費	
	学校行事補助費	122,774	70,000	運動会警備費、学習発表会警備費	
	記念品購入費	37,232	45,000	卒業記念品等	
	小 計	538,729	515,000		
活 動 費	校 外	地域活動費	4,979	10,000	子供110番プレート、看板等補修、夜間パトロール
		会 議 費	5,000	5,000	
		小 計	9,979	15,000	
	総 務	ベルマーク活動費	0	3,000	ベルマーク、テトラパック郵送代
		会 議 費	5,000	5,000	
		小 計	5,000	8,000	
	文 教	家庭教育学級費	138,058	140,000	ひまわり学級運営費
		会 議 費	5,000	5,000	
		小 計	143,058	145,000	
	広 報	広報活動費	238,512	180,000	ふれあい新聞発行(2回/年)
		会 議 費	5,000	5,000	
		小 計	243,512	185,000	
合 計		940,278	868,000		
周年行事積立金		100,000	100,000		
予 備 費		0	12,000		
総 合 計		1,040,278	980,000		

※予算は前年度の事業計画を基に編成しており、今年度の活動再開後に修正予算を提出する予定です。

北九州市立則松小学校父母教師会  
令和2年度 特別会計予算(案)

バザー会計

○収入の部

単位:円

項 目	金 額	備 考
令和元年度繰越金	734,828	
計	734,828	

●支出の部

単位:円

項 目	金 額	備 考
令和2年度活動準備金	734,828	
計	734,828	

周年記念行事積立会計

単位:円

項 目	金 額	備 考
通帳繰越残高	2,989,920	
令和2年度予定	100,000	
計	3,089,920	

< 議案・規約の一部改正 >

今回の改正案のポイント

- ①理事会の規定の開催回数を見直し、年度ごとに回数を設定できるようにする。
- ②総務委員会と広報委員会を統合し、任務の再構成を行う。規約の改正は令和3年度からとする。

【規約改正箇所】

改正後	旧
<p>第17条</p> <p>理事会は、毎学期1回以上、会長が招集し、開催回数は年度ごとに会長が定める。但し、会長が必要と認めるとき、または理事構成員の3分の1以上の者から会議に付すべき案件を示し、開催請求があったときは、会長は臨時に招集する。</p>	<p>理事会は、毎学期2回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき、または理事構成員の3分の1以上の者から会議に付すべき案件を示し、開催請求があったときは、会長は臨時に招集する。</p>

改正後(令和3年度より施行)	旧
<p>第21条 本会に、次の委員会を置く。</p> <p>(1) 校外指導委員会</p> <p>(2) 総務・広報委員会</p> <p>(3) 文教委員会</p>	<p>(1) 校外指導委員会</p> <p>(2) 総務委員会</p> <p>(3) 文教委員会</p> <p>(4) 広報委員会</p>
<p>第22条 委員会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 総務・広報委員会</p> <p>① 総会の書記</p> <p>② ベルマークに関すること</p> <p>③ PTA 新聞の発行</p> <p>④ 学校の学年会計監査</p> <p>(3) 文教委員会</p> <p>① 家庭教育学級(ひまわり学級)の実施</p> <p>② 給食試食会の実施</p> <p>③ 会員の研修及び親睦に関すること</p>	<p>(2) 総務委員会</p> <p>① 総会、委員総会の資料作成 総会の書記</p> <p>② 給食試食会の実施</p> <p>③ ベルマークに関すること</p> <p>(3) 文教委員会</p> <p>① 家庭教育学級(ひまわり学級)の実施</p> <p>② 会員の研修及び親睦に関すること</p> <p>(4) 広報委員会</p> <p>① PTA 新聞の発行</p> <p>② 学校の学年会計監査</p>

<議案 特別会計規約の新規策定>

特別会計の運用ルールを明記したものがなかったため、以下のとおり規約を新規に策定する。

## 北九州市立則松小学校父母教師会特別会計規約(案)

### 第1章 総則

(名称および財源)

第1条 本会計は北九州市立則松小学校父母教師会特別会計と称し、一般会計繰越金の一部及びバザー収益金などの一部を財源とする。

(目的)

第2条 本会計は、家庭・学校・地域社会と連携し、児童の健やかな成長と行事の推進または環境改善などの推進を図る目的とする。

### 第2章 会計

(使途)

第3条 本会計の目的を達成するために次の使途に従って適用する。

- (1) 本会が第1章の目的を持った行事または環境改善などを行う場合、この会計をもってその運用を行う。
- (2) 本会の当初予算以外の支出を必要とする時や、やむを得ず本予算に超過を生じた場合支出に充てる。
- (3) 本会の一般会計実行途中に残高不足の場合は、暫定的にこの会計より流用してその支出に充てることができる。

(充用)

第4条 本会計充用の必要を生じた時は、次の手順にて行う。

- (1) 理由・金額及び予算の基礎を明らかにした会計要求書を作成し、会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、会計要求書を審査し、理事会の承認を求めなければならない。
- (3) 理事会の決定があれば、会計について予算が成立したものとみなす。

(決算)

第5条 本会計の決算は、則松小学校父母教師会規約に定める会計監査を経て、総会にて報告し承認を得なければならない。

### 第3章 付則

(規約改正)

本規約の改正を必要とする場合は、理事会の承認を得なければならない。

(規約の発効)

本規定は、令和2年4月18日から実施する。

令和2年度 役員選出

則松小学校 父母教師会 役員・監査役名簿

(令和2年5月20日現在 敬称略)

会 長	工藤 悟	校 長	淵上 昇一
		教 頭	佐伯 哲也
副 会 長	江里 道孝	門司 英三郎	大久保 充
	奥 一馬	山野 美和	後藤 貴子
	淵上 静枝	横山 美奈	佐藤 弓子
	本田 佳未	横田 智子	菅沼 紗理香
	永淵 麻生子	中江 知子	福田 百合加
書 記	新井 美希	榊田 よしみ	
	大熊 英嗣(学校)		
会 計	砂川 英子	神崎 菜穂子	

会計監査	永岡 彩子	佐伯 久美	
------	-------	-------	--

# 北九州市立則松小学校父母教師会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北九州市立則松小学校父母教師会と称し、北九州市立則松小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校、家庭、及び地域の積極的な相互協力により、児童の健全な成長をはかると共に、生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、次の各項を方針とする。

- (1) 政党に無関係であり、営利を目的とせず、また、宗教にもかかわらない。
- (2) 学校行政や教育方針の干渉を企図しない。
- (3) 本会の目的に沿う他の団体機関と協力する。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員の知識教養の向上及び、福祉に関する事項。
- (2) 児童の安全と福祉に関する事項。
- (3) 学校の補助的施設及び資材の整備と援助。
- (4) 教育環境の改善及び向上。
- (5) その他本会の目的を達成するに必要な事項。

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 次の者は、会員となることができる。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者。
- (2) 本校の職員。

(会員の権利と義務)

第6条 会員は、全て平等の権利と義務を有し、また、本会の活動には積極的に参加するものとしかつ、本会の運営について意見を述べることができる。

- (1) 会員は、随時会計簿の閲覧を求めることができる。
- (2) 会員は、規定の会費を納入するものとする。

## 第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 若干名(うち学校職員1名)
- (4) 会計 若干名(うち学校職員1名)

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事

- (1) 会長は、会務を統括し、会議を主宰し、外部に対して本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をする。
- (3) 書記は、次に掲げる記録を正確にかつ完全に保管し、年度末にこれらの記録を一括して後任者に引き継ぐ。
  - ①規約(改正・修正を含む)
  - ②当該年度の人事録

- ③会議の議事録
- ④役員会及び委員会の報告書
- ⑤往復文書の写し

- (4) 会計は、本会の会費及びその他の収入を収納し、かつ、会長の承認を得て経費の支払いを行う。また、収支の記録を正確に行い、会計監査を受け当該年度の決算報告書を定例総会に提出し、承認を求める。

(役員を選出)

第9条 役員は、別途定める「役員選出内規」に基づき、候補者を推薦し、総会の承認を得て決定する。

(役員任期)

第10条

- (1) 役員任期は、1年とする。ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期とする。
- (2) 補充役員選出は、理事会において行う。
- (3) 役員は、再任を妨げない。

## 第4章 会計監査

(会計監査)

第11条

- (1) 本会の経理を監査するため、会計監査を2名置く。会計監査は、本会の会計事務を監理し、定例総会に報告する。また会計事務に関する意見を開陳できる。
- (2) 会計監査は、役員経験者とし、選出及び任期は役員に準ずる。

## 第5章 特別職

(参与)

第12条

- (1) 役員会の活動を補佐するため、参与を若干名置くことができる。
- (2) 参与は、役員経験者より、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。任期は一年とし、再任を妨げない。

## 第6章 会議

(会議)

第13条 本会に次の会議を置く。

- ①総会
- ②役員会
- ③理事会
- ④委員総会
- ⑤委員会

(総会)

第14条

- (1) 総会は、全会員で構成する最高議決機関であり、定例総会及び臨時総会とする。
- (2) 定例総会は、年1回、年度当初に開催する。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、全会員の1割以上の要請があったとき開催する。
- (4) 総会討議事項。総会で、審議決定する事項は次のとおりとする。
  - ①規約改正
  - ②予算案及び決算の承認
  - ③役員改選
  - ④会費の決定
  - ⑤その他重要事項

(役員会)

第15条

- (1) 役員会は、役員及び学校代表をもって構成する。
- (2) 役員会は、理事会提出議案、その他本会事業の執行運営上必要な事項を審

議する。

(3) 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(理事会)

第16条 理事会は、本会の役員、各委員会の正・副委員長及び学校代表をもって構成し、次の事項を協議決定する。

- (1) 総会から付託された事項。
- (2) 総会に提出する議案の調整。
- (3) 各種事業の執行と運営。
- (4) その他運営上必要な事項。

(理事会の招集)

第17条 理事会は、毎学期2回会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき、または、理事構成員の3分の1以上の者から会議に付すべき案件を示し、開催請求があったときは、会長は臨時に招集する。

(委員総会)

第18条 委員総会は、理事会の構成員及び各委員会の委員全員をもって構成し、会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

(委員会)

第19条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、または、委員の要請があったとき、開催する。

(議決)

第20条 総会の定員数(委任状を含む)は、会員の5分の1以上とし、臨時総会は、4分の1以上とし、理事会及び委員総会は過半数をもって成立し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第21条 本会に、次の委員会を置く。

- (1) 校外指導委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 文教委員会
- (4) 広報委員会

(委員会の任務)

第22条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 校外指導委員会
  - ① あいさつ運動の実施
  - ② 児童の交通安全に関すること
  - ③ 子ども110番の家に関すること
  - ④ 夜間パトロール
- (2) 総務委員会
  - ① 総会、委員総会の資料作成  
総会の書記
  - ② 給食試食会の実施
  - ③ ベルマークに関すること
- (3) 文教委員会
  - ① 家庭教育学級(ひまわり学級)の実施

② 会員の研修及び親睦に関すること

(4) 広報委員会

- ① PTA 新聞の発行
- ② 学校の学年会計監査

(委員及び正・副委員長の選出)

第23条 各委員会の委員は、地区及び学年単位で選出され、会長が委嘱する。各委員会の正・副委員長は、委員による互選で選出され、理事をつとめる。

(特別委員会)

第24条 会長が特に必要と認めるとき、理事会の承認を得て設けることができる。この場合において、人選については、当委員会に付託することができる。

## 第8章 経理

(経費)

第25条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。会費の額については、総会において決定する。

(予算)

第26条 本会の経理は、基本的に総会で認められた予算に基づいて行う。

(決算)

第27条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日を終わりとする。

## 第9章 付則

(規約改正)

本会の規約改正は、総会にて行う。

(規約)

本会は、必要に応じて別途規程を定めることができる。

(規約の発効)

本規程は、昭和37年4月22日から実施する。

昭和23年4月19日 福岡県父母教師会企画委員会において採択  
昭和37年4月22日 昭和37年度定例総会で一部改正  
昭和40年4月19日 昭和40年度定例総会で一部改正  
昭和45年4月25日 昭和45年度定例総会で一部改正  
昭和49年4月20日 昭和49年度定例総会で一部改正  
昭和51年4月24日 昭和51年度定例総会で一部改正  
平成 3年4月27日 平成 3年度定例総会で一部改正  
平成 7年4月16日 平成 7年度定例総会で一部改正  
平成10年4月18日 平成10年度定例総会で一部改正  
平成12年4月22日 平成12年度定例総会で一部改正  
平成16年4月21日 平成16年度定例総会で一部改正  
平成19年4月18日 平成19年度定例総会で一部改正  
平成21年4月24日 平成21年度定例総会で一部改正  
平成28年4月16日 平成28年度定例総会で一部改正  
平成29年4月22日 平成29年度定例総会で一部改正  
平成30年4月21日 平成30年度定例総会で一部改正

# 父母教師会慶弔規程

北九州市立則松小学校父母教師会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本規程は、北九州市立則松小学校父母教師会慶弔規程と称する。

(目的)

第2条 本規程は、職員及び児童の慶弔・傷病・災害に際して、香典・祝儀・見舞金の贈与並びに功労者を表彰し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 贈与

(贈与)

第3条 贈与の種別は、結婚・死亡・傷病及び災害とする。但し、会長が特に必要と認めるときは、役員会で協議し理事会で報告する。

(1) 結婚	本校職員	5,000円
(2) 死亡	会員	20,000円
	本校職員の配偶者・親・子 (※ただし同居及びそれに準ずること)	10,000円
	児童	10,000円
(3) 傷病	会員及び児童が、父母教師会の事業及び行事で傷病の場合、その状態により役員会で協議する。	
(4) 災害	会員が災害にあったときは、役員会で協議する。	
(5) その他	類似する事例が発生したときは、役員会で協議する。	

(表彰)

第4条 表彰の種別は次のとおりとする。役員から推薦があった場合、特に必要と認めるときは、役員会で協議の上、理事会で報告し、表彰する。

- (1) 本校職員が、教育上で功労があったとき。
- (2) 児童に、優れた善行があったとき。
- (3) その他本規程の目的に準じた者や、実績がある場合は役員会で協議する。  
例:会員でなくても本校児童の教育上、または、安全教育などに功績が大なる場合。
- (4) その他本会の目的を達成するのに必要な場合。

(規程変更)

第5条 本規程の改正・変更は理事会において行う。

## 付則

本規程は、昭和49年10月 1日から実施。  
本規程は、昭和60年10月 1日から一部変更改正する。  
本規程は、平成 3年 4月11日から一部変更する。  
本規程は、平成14年 5月 1日から一部変更する。  
本規程は、平成18年 3月 1日から一部変更する。  
本規程は、平成20年 3月 7日から一部変更する。  
本規定は、平成21年 2月 4日から一部変更する。  
本規定は、平成22年 4月 9日から一部変更する。  
本規定は、平成30年 3月 6日から一部変更する。

贈与、表彰を受けた者は、返礼などの行為はしないものとする。  
会員又は準ずるものが本会主催の行事又は、本会より依頼された行事・研修等で傷病・災害があった場合は役員会で協議し、理事会で報告する。

# 父母教師会 役員選出内規

北九州市立則松小学校父母教師会

(目的)

第1条 この内規は、規約第9条の規程に基づき、則松小学校父母教師会の役員選出について定める。

(選出方法)

第2条 役員選出のため、「選考委員会」を設ける。

選考委員会の構成及び任務は、次のとおりである。

- (1) 選考委員は、原則として末子が卒業する役員・理事をもって構成し、理事会の承認を得る。
- (2) 選考委員会は、選考委員長を互選により1名選出する。
- (3) 委員長は、選考委員会を招集する。
- (4) 選考委員会は、役員候補の選出を3月までに完了しなければならない。
- (5) 選考委員会は、総会で新役員が承認された時点で、解散する。
- (6) 卒業及び、任期満了以外で、退任した役員は、再任を認めない。

(内規改正)

第3条 本内規の改正・変更は理事会で行う。

## 付則

本内規は、昭和61年12月17日から実施する。

本内規は、平成 3年 4月11日から一部変更改正する。

本内規は、平成10年12月 2日から一部変更改正する。

本内規は、平成21年 2月 4日から一部変更改正する。

## 北九州市立則松小学校父母教師会イベントサポーター規程

(名称)

第1条 本規程は、北九州市立則松小学校父母教師会(以下 PTA とする) イベントサポーター規程と称する。

(目的)

第2条 本規程は北九州市立則松小学校 PTA 活動が迅速、効果的且つ安全に行われることを目的とする。

(方針)

第3条 則松小学校 PTA の活動に関することのみとする。  
尚、PTA 会長を責任者とする。

(対象)

第4条 対象は、則松小学校 PTA 会員、同居の祖父母、帰宅場所となる祖父母、保護者の兄弟姉妹のうちの希望者のみとする。  
それ以外の参加は認めないものとする。

(登録・削除)

第5条 登録・削除は本人の自由とする。

(連絡)

第6条 連絡に関して、電話・手紙・メール配信システムの一部を利用し、イベントサポーター登録者のみに連絡するものとする。連絡ができるものは PTA 会長及び会長が指名する副会長とする。尚、当規程の第4条で定める対象者以外を発見した場合、削除しなければならない。

(参加)

第7条 参加に関しては、基本的に本人の自由とする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 登録する参加者の氏名及び連絡先に関しては、厳格に管理するとともに、則松小学校 PTA イベントサポーターのお願い以外の目的には使用しない。

(使用の中止及び再開)

第9条 諸般の事情により会員に不利益が生じると判断された場合は、PTA 役員会で協議の上、中止する。  
再開する場合は当規程を遵守するものとする。

(規程改正)

第10条 本規程の改正について会長、及び役員の過半数の同意が得られた場合に、PTA 総会の議題とすることができる。PTA 総会において、会員の過半数の賛成が得られた場合に規程の改正ができる。

(附則)

この規程は、平成21年4月24日より実施する。

(配信事例)

雨天時の運動会準備の手伝い  
のりまつフェスタの手伝い  
除草作業  
図書の整理 など

## 周年行事積み立てについての覚え書き

### (目標)

本校は「4分の1世紀」を一つの区切りとして、周年記念行事を実施するよう100周年の時に定めている。平成10年度に125周年記念事業をおこなったので、今回は150周年記念事業が目標となる。

### (意義)

125周年事業は、100周年以降の関係各位、諸先輩の支援による団体保険資金による収益を主な財源として行われた。その団体保険の特別会計により、記念式典、記念音楽会、インターホンの設置、記念誌の発刊等が実施され、輝かしい歴史の一つの区点を築くことができた。あらためて諸先輩のご尽力に感謝する。さて歴史的行事を祝賀することは、大変意義のあることである。歴史を回顧するとともに、地域の方々との交流を図り母校「貝小」の充実、発展を願う記念すべき行事だからである。ところで、今回の周年行事の計画をするとき、関係各位の負担は大きいと予想される。とりわけ、実施にあたっては資金が必要となる。125周年事業が、100周年以降の諸先輩の支援によって実施できたように、我々も150周年に向けての準備に取り組まなければならない。

### (方法)

PTA一般会計に周年行事積み立ての項を設け、積み立てて行くものとする。積み立て金の額は、一年につき最低10万円とし、各年度PTA役員が最大の努力をする。

このことは、本校で学び育つ児童とそれを見守る保護者が、本校「貝小」の次の周年記念事業の直接的参加を意味するものである。

### (経過)

上記方法に至った経過は、次の通りである。125周年の財源となった団体保険加入者は年々減少していった。平成8年度より、役員と理事が個別に団体保険加入の呼びかけも行った。しかし、定員を確保することができず、存続が不可能となり、団体保険の資金による積み立ては平成10年度が最後となった。そこで、団体保険に変わる周年事業費積み立ての方法に関するアンケートを実施し、検討した。

アンケートでは

- ☆バザーによる収益を積み立てる
- ☆PTA会費を増額し、一般会計より積み立てる。
- ☆PTA会費とは別枠で徴収する。等の案が出された。

アンケート結果をもとに、何度も理事会で審議した結果、一般会計より積み立てるという案にまとまり、平成11年度のPTA総会で審議し、承認された。

### (会計)

この会計を『周年行事積み立て金』として、会計役員がこれを収納する。会計監査がこれを、監査し、各年度末の理事会、及び総会にて本会計の収支を報告しなければならない。また、周年行事実行委員会設置時には、本会計は実行委員会へ移管される。

### (運用)

本積み立ては、この趣旨に基づいて、平成11年度より実施する。将来的展望に立って積み立てを実施するために、趣旨を明確にし覚え書きとする。

### (附則)

平成11年度 5月定例理事会(5月6日にて承認)